

平成26年度当初予算における  
使用料・手数料等について

公共料金については、市民負担の公平確保の観点と受益者負担の原則、国・県における基準等を踏まえ、市民生活に与える影響などを勘案し、必要最小限度の改定を行う。

■改定 15件

名 称	主 な 内 容																																																							
国民健康保険料	<p>保険給付費の増加及び実質収支比率の改善、国の制度改正等に対応するため、保険料を改定</p> <p>平均改定率 4.9%</p> <p>1 保険料率（年額）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">所得割（%）</th> <th colspan="2">被保険者均等割（円）</th> <th colspan="2">世帯別平等割（円）</th> <th colspan="2">年間上限額（円）</th> </tr> <tr> <th>改定前</th> <th>改定後</th> <th>改定前</th> <th>改定後</th> <th>改定前</th> <th>改定後</th> <th>改定前</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療・支援金分</td> <td>7.70</td> <td>7.72</td> <td>21,360</td> <td>23,160</td> <td>28,200</td> <td>32,520</td> <td>650,000</td> <td>670,000</td> </tr> <tr> <td>介護分</td> <td>2.44</td> <td>2.52</td> <td>9,360</td> <td>10,200</td> <td>7,320</td> <td>7,920</td> <td>120,000</td> <td>140,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>賦課限度額（改定前）77万円 → （改定後）81万円            ※保険料額は、次のア、イ、ウの合計額となる。            ア 世帯の総所得 × 所得割（%）            イ 被保険者均等割（1人当たり定額） × 被保険者数            ウ 世帯別平等割（1世帯当たり定額）</p> <p>2 一人当たり保険料（年額） <span style="float:right">（単位：円）</span></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現行</th> <th>改定後</th> <th>改定幅</th> <th>改定率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療分・支援金分</td> <td>79,920</td> <td>83,551</td> <td>3,631</td> <td>4.5%</td> </tr> <tr> <td>介護分</td> <td>29,046</td> <td>31,361</td> <td>2,315</td> <td>8.0%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>108,966</td> <td>114,912</td> <td>5,946</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>保険料軽減対象所得基準の拡大（例：夫婦2人世帯）            保険料5割軽減 H26：所得上限82万円（H25：57.5万円）            保険料2割軽減 H26：所得上限123万円（H25：103万円）</p> <p>[告示日：H26.4.1]</p>	区分	所得割（%）		被保険者均等割（円）		世帯別平等割（円）		年間上限額（円）		改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後	医療・支援金分	7.70	7.72	21,360	23,160	28,200	32,520	650,000	670,000	介護分	2.44	2.52	9,360	10,200	7,320	7,920	120,000	140,000	区分	現行	改定後	改定幅	改定率	医療分・支援金分	79,920	83,551	3,631	4.5%	介護分	29,046	31,361	2,315	8.0%	計	108,966	114,912	5,946	
区分	所得割（%）		被保険者均等割（円）		世帯別平等割（円）		年間上限額（円）																																																	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後																																																
医療・支援金分	7.70	7.72	21,360	23,160	28,200	32,520	650,000	670,000																																																
介護分	2.44	2.52	9,360	10,200	7,320	7,920	120,000	140,000																																																
区分	現行	改定後	改定幅	改定率																																																				
医療分・支援金分	79,920	83,551	3,631	4.5%																																																				
介護分	29,046	31,361	2,315	8.0%																																																				
計	108,966	114,912	5,946																																																					
動物保護指導センター 手数料	<p>千葉県での改定に合わせ、料金を改定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改定前</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>犬又はねこの引取手数料（1頭につき）</td> <td>600円、3,000円</td> <td>610円、3,080円</td> </tr> <tr> <td>狂犬病予防注射手数料（1頭につき）</td> <td>3,000円</td> <td>3,080円</td> </tr> <tr> <td>動物の飼養管理手数料（1日1頭につき）</td> <td>580円</td> <td>590円</td> </tr> <tr> <td>動物の返還手数料（1頭につき）</td> <td>3,720円</td> <td>3,820円</td> </tr> </tbody> </table> <p>[条例施行期日：H26.4.1]</p>	区分	改定前	改定後	犬又はねこの引取手数料（1頭につき）	600円、3,000円	610円、3,080円	狂犬病予防注射手数料（1頭につき）	3,000円	3,080円	動物の飼養管理手数料（1日1頭につき）	580円	590円	動物の返還手数料（1頭につき）	3,720円	3,820円																																								
区分	改定前	改定後																																																						
犬又はねこの引取手数料（1頭につき）	600円、3,000円	610円、3,080円																																																						
狂犬病予防注射手数料（1頭につき）	3,000円	3,080円																																																						
動物の飼養管理手数料（1日1頭につき）	580円	590円																																																						
動物の返還手数料（1頭につき）	3,720円	3,820円																																																						
保 育 料 子どもルーム利用料	<p>未婚のシングルファザーについて、寡夫と同様に料金を減免</p> <p>（例）父親と子ども1人世帯で父親の給与収入200万円の場合            保育料（3歳未満第1子） 改定前 月6,170円 → 0円            子どもルーム利用料（7・8月以外） 改定前 月7,400円 → 0円</p> <p>[要綱施行期日：H26.4.1]</p>																																																							

名 称	主 な 内 容																		
市 営 住 宅 使 用 料	<p>子のいる未婚家庭について、寡婦（夫）世帯と同様に家賃を減免</p> <p>(例) 母親と子ども1人（小学生）による世帯で母親の給与収入280万円の場合 改定前 家賃 23,800円 → 改定後 20,600円</p> <p>[規則施行期日：H26.4.1]</p>																		
建 築 関 係 手 数 料	<p>千葉県の改定に合わせ、長期優良住宅等計画の認定申請手数料及び低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料を改定</p> <p>改定前 115,350円～619,350円 改定後 118,560円～636,960円</p> <p>[条例施行期日：H26.4.1]</p>																		
消 防 関 係 手 数 料	<p>国の政令改正に伴い、危険物施設設置の許可申請等に係る手数料を改定</p> <p>特例屋外タンク貯蔵所設置許可申請手数料 (最大貯蔵量1,000kℓ以上5,000kℓ未満) 改定前820,000円 → 改定後830,000円 他</p> <p>[条例施行期日：H26.4.1]</p>																		
高 等 学 校 授 業 料	<p>公立高校授業料無償制の見直しに伴い、授業料の徴収を再開</p> <p>設定料金 月額 9,900円 対象者 新高校1年生から適用 保護者等の年収が910万円未満程度の生徒については、保護者負担なし</p> <p>[条例施行期日：H26.4.1]</p>																		
消 費 税 率 の 引 上 げ に 伴 う も の 8 件	<p>消費税率の引上げに伴い、適切に転嫁を行うため、下記料金を改定</p> <p>改定を行う料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>改 定 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下水道暗渠使用料</td> <td>下水道暗渠使用料の算定（外税） 100分の105 → 100分の108</td> </tr> <tr> <td>市営住宅駐車場使用料</td> <td>市営住宅駐車場使用料の算定 現行料金×108/105＝新料金（100円未満切捨て） なお、近傍同種の駐車場料金に抑えている駐車場については据え置き 改定を行う団地 轟町第1団地ほか16団地</td> </tr> <tr> <td>老人デイサービス使用料</td> <td>食事提供費本人負担分 500円/食 → 514円/食</td> </tr> <tr> <td>普通財産貸付料</td> <td>建物使用料の月額算定（外税） 100分の105 → 100分の108 1月未満の土地の使用料の算定（外税） 100分の105 → 100分の108</td> </tr> <tr> <td>家畜預託納付金</td> <td>家畜預託納付金（外税） 100分の105 → 100分の108</td> </tr> <tr> <td>受精卵売払収入</td> <td>受精卵売払収入 31,500円/個 → 32,400円/個</td> </tr> <tr> <td>校庭夜間開放</td> <td>校庭夜間照明使用料（光熱水費等相当額） 2時間につき 3,080円 → 3,160円</td> </tr> <tr> <td>給食費</td> <td>小学校 1～3学年 248円/食 → 255円/食 4～6学年 266円/食 → 273円/食 中学校 282円/食 → 290円/食 他</td> </tr> </tbody> </table> <p>[規則等施行期日：H26.4.1]</p>	項 目	改 定 内 容	下水道暗渠使用料	下水道暗渠使用料の算定（外税） 100分の105 → 100分の108	市営住宅駐車場使用料	市営住宅駐車場使用料の算定 現行料金×108/105＝新料金（100円未満切捨て） なお、近傍同種の駐車場料金に抑えている駐車場については据え置き 改定を行う団地 轟町第1団地ほか16団地	老人デイサービス使用料	食事提供費本人負担分 500円/食 → 514円/食	普通財産貸付料	建物使用料の月額算定（外税） 100分の105 → 100分の108 1月未満の土地の使用料の算定（外税） 100分の105 → 100分の108	家畜預託納付金	家畜預託納付金（外税） 100分の105 → 100分の108	受精卵売払収入	受精卵売払収入 31,500円/個 → 32,400円/個	校庭夜間開放	校庭夜間照明使用料（光熱水費等相当額） 2時間につき 3,080円 → 3,160円	給食費	小学校 1～3学年 248円/食 → 255円/食 4～6学年 266円/食 → 273円/食 中学校 282円/食 → 290円/食 他
項 目	改 定 内 容																		
下水道暗渠使用料	下水道暗渠使用料の算定（外税） 100分の105 → 100分の108																		
市営住宅駐車場使用料	市営住宅駐車場使用料の算定 現行料金×108/105＝新料金（100円未満切捨て） なお、近傍同種の駐車場料金に抑えている駐車場については据え置き 改定を行う団地 轟町第1団地ほか16団地																		
老人デイサービス使用料	食事提供費本人負担分 500円/食 → 514円/食																		
普通財産貸付料	建物使用料の月額算定（外税） 100分の105 → 100分の108 1月未満の土地の使用料の算定（外税） 100分の105 → 100分の108																		
家畜預託納付金	家畜預託納付金（外税） 100分の105 → 100分の108																		
受精卵売払収入	受精卵売払収入 31,500円/個 → 32,400円/個																		
校庭夜間開放	校庭夜間照明使用料（光熱水費等相当額） 2時間につき 3,080円 → 3,160円																		
給食費	小学校 1～3学年 248円/食 → 255円/食 4～6学年 266円/食 → 273円/食 中学校 282円/食 → 290円/食 他																		